

○医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県民が身近なところで質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムのめざすべき目標と基本的方向を明らかにする計画。計画期間は6年間。第8期は令和6年度から12年度までの計画。

肝炎対策

変更案については別紙「第8期保健医療計画案新旧比較表」参照
事前に先生方にご意見を伺って修正しております。

計画案について事前にいただいたご意見等

- 県民が職場検診などを使ってさらに検診を受ける機会を啓発するべきではないか。
- 職場検診のデータ結果を把握する仕組みを作っていく必要があるのではないか。